

## 新たに追加する具体的施策

### 1. 消費者政策の重点に対応する具体的施策

消費者政策の重点	項目	新たに追加する具体的施策	担当省庁	実施時期
リコール制度の強化・拡充	安全の確保	自主リコールの促進のための取組みを強化する。 ア. 自主リコールを促進するため、リコールの意思決定等について分野横断的の共通指針を作成する。 イ. 対象分野ごとの特性に応じた指針を、未整備な分野については官民協働により作成する。	内閣府 関係省庁	ア. 平成20年度までに一定の結論を得る。 イ. 平成21年度までに一定の結論を得る。
消費者からの苦情相談の活用	安全の確保	事故情報を一元的に収集するために、国民及び関係機関が情報を自由に入力できるシステムをインターネット上に構築する。	内閣府 国民生活センター	平成20年度までに一定の結論を得る。
緊要な消費者トラブルへの対応	安全の確保	ジェットコースター等の遊戯施設に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進める。	国土交通省	平成19年度
緊要な消費者トラブルへの対応	安全の確保	有識者による検討会を立ち上げ、温泉における可燃性天然ガス等の安全対策について検討する。	環境省 総務省(消防庁) 関係省庁	平成19年度
緊要な消費者トラブルへの対応	高度情報通信社会の進展への対応	インターネット・オークションを利用した犯罪の防止のため、インターネット・オークション事業者への指導を実施するとともに、国民への注意喚起を行う。また、インターネット・オークションに係る取締りを推進する。	警察庁	平成19年度
緊要な消費者トラブルへの対応	広告・表示の適正化	食品表示について、関係機関の連携強化を図り、監視・指導の徹底を図ることにより、表示の適正化を推進する。	農林水産省 関係省庁	平成19年度
緊要な消費者トラブルへの対応	その他	社会環境の変化等を踏まえ、国民生活センターの在り方等について見直しを図るとともに、同センター等における紛争解決機能の充実・強化に向けた法的仕組み等について検討する。	内閣府 国民生活センター	平成19年度までに一定の結論を得る。
緊要な消費者トラブルへの対応	その他	地方公共団体が設置する公的施設の管理を民間に委ねる場合において、必要に応じ、地方公共団体が安全・安心確保に係る基準を策定する際の参考となるよう、それぞれの所管の施設分野ごとに、安全・安心確保に係る指針を策定するなど地方公共団体の取組を支援する。	内閣府 関係省庁	平成19年度以降継続的に実施する。
緊要な消費者トラブルへの対応	その他	検査・検定業務を民間に委ねる場合において、検査・検定機関に係る法令の規定が、安全・安心確保の観点から適切なものとなるよう精査するなど、検査・検定業務が、安全・安心確保の観点から適正に運営されるよう必要な対策を講じる。	内閣府 関係省庁	平成19年度以降継続的に実施する。
緊要な消費者トラブルへの対応	その他	国民生活の身近な場における製品、施設、サービス等に関し重篤被害を伴う事故や、繰り返し発生する事故等に関し、事故等の所管府省庁から、事故等の経緯や対応策等について説明を受け、横断的、客観的に調査審議することを任務とする重篤事故等オンブズマン制度を国民生活審議会に設ける。	内閣府	平成20年度
緊要な消費者トラブルへの対応	その他	法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門家及び行政により構成される「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」を開催するため、同会議の目的や検討課題、具体的な形態や運営方法について、国民生活審議会において検討する。	内閣府	平成20年度までに一定の結論を得る。

## 2. これ以外の具体的施策

項目	新たに追加する具体的施策	担当省庁	実施時期
広告その他の表示の適正化等	食品の表示が適正になされるよう、関係各公正取引協議会に食品表示に係る公正競争規約を適正に運用させるとともに、これら協議会の非会員に対しては、公正取引委員会が景品表示法に基づき厳正に対処する。	公正取引委員会	平成19年度